

小山市医療機関運営支援事業補助金交付要領(光熱費等分)

(目的)

第 1 条 この要領は、コロナ禍や国際情勢の変化などによる物価高騰の影響を受けた小山市内の医療機関を支援することにより、医療サービスの継続的かつ安定的な供給を図ることを目的とする。

(対象医療機関)

第 2 条 この事業の対象となる医療機関(以下「対象医療機関」という。)は、市内に開設している病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 令和 4 年 3 月 31 日時点において診療を開始していない医療機関
- (2) 申請時点で診療を休止又は廃止している医療機関

(補助対象経費)

第 3 条 この事業の対象となる経費は、令和 4 年 4 月以降において、対象医療機関にて支出した電気代、ガス代及び燃料費(ガソリン、灯油、軽油及び重油代をいう。以下同じ。)とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助金の交付を受けようとする月の対象経費の支払い額と前年同月の支払い額の差額を月別に算出し、申請期間における月別の算出額を合計したものと、別表で定める「医療機関一覧及び上限額」に記載された上限額のいずれか低い方の額とする。

(申請の手続き)

第 5 条 補助金を受けようとする対象医療機関の長(以下「申請者」という。)は、小山市医療機関運営支援事業補助金交付申請書(実績報告書兼請求書)(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、別途市長の定める日までに市長に申請するものとする。

- (1) 月別経費明細書(様式第 1 号別添)
- (2) 経費ごとの各月支払額が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、申請者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

(交付決定の通知等)

第 7 条 市長は、申請内容が適当であることが認められた場合は、小山市医療機関運営支援事業補助金(光熱費等分)交付決定通知書(別記様式第 2 号)によりその旨を通知の上、交付を決定した申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該補助金と対象経費が重複した他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(診療の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により申請を行ったと認めるときは、第 7 条の規定による交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4(2022)年 12 月 14 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 2 条・第 4 条関係)

対象となる医療機関一覧及び上限額

類型	病床数(床)	上限額(円)
病 院	300 床以上	1,000,000
	200~299 床	800,000
	100~199 床	700,000
	100 床未満	600,000
有床診療所		400,000
無床診療所		300,000
歯科診療所		300,000